



玉村町告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、別記調書のとおり本町区域内の字区域の変更をするので告示します。

なお、この字区域の変更の効力は、玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業の地区内に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じます。

令和3年3月5日

玉村町長 石川 眞 男



変更調書

大字	字	地番
下新田		320 の 3、 320 の 4、 322 の 3、 322 の 4、 330、 331、 332 の 1 から 332 の 3、 333 の 1 から 333 の 3、 334 の 1 から 334 の 6、 335 の 1 から 335 の 4、 336 の 1 から 336 の 4、 338 の 1、 338 の 2、 338 の 4、 338 の 7 から 338 の 9、 339 の 2、 339 の 4、 339 の 6
上飯島		237 の 18

上記区域を大字福島に変更する。

(令和 3 年 3 月 1 日調査)